

中華人民共和国主席令

(第4号)

『中華人民共和国循環經濟促進法』は、既に中華人民共和国第11期全国人民代表大会常務委員会第4次会議において2008年8月29日に可決され、ここに公布し、2009年1月1日より施行する。

中華人民共和国主席 胡錦濤

2008年8月29日

\*\*\*\*\*

中華人民共和国循環經濟促進法

(2008年8月29日第11期全国人民代表大会常務委員会第4次会議にて可決)

第一章 總則

第二章 基本管理制度

第三章 減量化

第四章 再利用及び資源化

第五章 激励措置

第六章 法律責任

第七章 附則

第一章 總則

**第1条** 循環經濟の發展を促進し、資源の利用効率を高め、環境を保護改善し、持続可能な發展を実現するため、本法を制定する。

**第2条** 本法にいう循環經濟とは、生産、流通及び消費などの過程において実行する減量化、再利用、資源化活動の總称である。

本法にいう減量化とは、生産、流通及び消費などの過程において、資源の消耗及び廃物の発生を減少させることを指す。

本法にいう再利用とは、廃物を直接製品とするか又は修復、再生及び再製造後において引き続き製品として使用するか、又は廃物の全てもしくは一部分をその他の製品の部品として使用することを指す。

本法にいう資源化とは、廃物を直接原料として利用するか又は廃物を再生利用することを指す。

**第3条** 循環経済の発展は、国家経済社会発展の重大な戦略であり、統一する規格按配、合理的な配置、その土地に適する措置の採用、実効率の重視、政府推進、市場による引導、企業による実施及び公衆参加の方針に則ったものでなければならない。

**第4条** 循環経済の発展は、技術の実行可能性、経済合理化、資源節約へのメリット及び環境保護を前提として、減量化優先の原則に照らし実施しなければならない。

廃物の再利用及び資源化の過程において、生産の安全を保障し、製品品質が国の規定する基準に合致することを保証し、かつ二次汚染の発生を防止しなければならない。

**第5条** 国務院の循環経済発展総合管理部門は、全国循環経済の発展にかかわる活動の組織調整、監督管理に責任を負い、国務院の環境保護など関連主管部門は、それぞれの職責に応じ循環経済の監督管理活動に責任を負う。

県級以上の地方人民政府の循環経済発展総合管理部門は、本行政区域における循環経済の発展にかかわる活動の組織調整、監督管理に責任を負い、県級以上の地方人民政府の環境保護など関連主管部門は、それぞれの職責に応

じ循環経済の監督管理活動に責任を負う。

**第6条** 国が制定する産業政策は、循環経済発展の要求に合致しなければならない。

県級以上の人民政府が国民経済及び社会発展計画及び年度計画を編制し、県級以上の人民政府関連部門が環境保護及び科学技術などの計画を編制する場合には、循環経済発展にかかわる内容が含まなければならない。

**第7条** 国は、循環経済の科学技術にかかわる研究の展開、開発及び普及を奨励及び支持し、循環経済にかかわる宣伝、教育、科学知識の普及及び国際間の協力を奨励する。

**第8条** 県級以上の人民政府は、循環経済発展の目標責任制度を確立し、計画、財政、投資及び政府による買付などの措置を講じ循環経済の発展を促進しなければならない。

**第9条** 企業・事業団体は、健全な管理制度を確立し、措置を講じ、資源の消耗を減少させ、廃物の発生量及び排出量を減少させ、廃物の再利用及び資源化水準を向上させなければならない。

**第10条** 国民は、資源節約及び環境保護の意識を強化し、合理的に消費し、資源を節約しなければならない。

国は、国民が省エネルギー、節水、材料節約及び環境保護に有利となる製品及び再生産製品の使用を奨励及び指導し、廃物の発生量及び排出量を減少させる。

国民は、資源浪費、環境破壊行為を通報する権利を有し、政府による循環経済の発展にかかわる情報を知り、かつ意見及び提言をする権利を有する。

**第 11 条** 国は、業界協会が循環経済発展において技術指導及びサービス役割を発揮することを奨励及び支持する。県級以上の人民政府は、条件のある業界協会など社会組織に委託し、循環経済の発展を促進する公共サービスを展開することができる。

国は、仲介機構、学会及びその他社会組織が循環経済の宣伝、技術普及及びコンサルティングサービスを展開し、循環経済の発展を促進することを奨励及び支持する。

## 第二章 基本管理制度

**第 12 条** 国務院の循環経済発展総合管理部門は、国務院の環境保護など関連主管部門と共同し全国循環経済発展計画を編制し、国務院に報告し批准を受けた後、公布・施行する。区を設置する市級以上の地方人民政府の循環経済発展総合管理部門は、本級の人民政府環境保護など関連主管部門と共同し本行政区域における循環経済発展計画を編制し、本級人民政府に報告し批准を受けた後、公布・施行する。

循環経済発展計画には、計画目標、適用範囲、主要内容、重点任務及び保障措置などを含み、かつ資源産出率、廃物再利用及び資源化率などの指標を規定しなければならない。

**第 13 条** 県級以上の地方人民政府は、上級人民政府が下達する本行政区域における主要汚染物の排出、建設用地及び用水総量の制限指標に基づき、本行政区域における産業構造を計画及び調整し、循環経済の発展を促進する。

新規建設、改造建築及び拡張建設の建設プロジェクトは、本行政区域の主要汚染物排出、建設用地及び用水総量の制限指標の要求に合致しなければならない。

**第 14 条** 国務院の循環経済発展総合管理部門は、国務院の統計及び環境保護など関連主管部門と共同し、循環経済の評価指標システムを確立し、充実させる。

上級人民政府は、前項に規定する循環経済の主要評価指標に基づき、下級人民政府による循環経済の発展状況に対し定期的に考査を実施し、かつ主要評価指標の完成状況を、地方人民政府及びその責任者に対する考査評価の内容とする。

**第 15 条** 強制回収リストに記載される製品又は包装物を生産する企業は、廃棄の製品又は包装物の回収につき責任を負わなければならない。そのうち利用できるものについて、各当該生産企業が利用につき責任を負い、技術経済条件を具備せず利用に適さないものについて、各当該生産企業が無害化処理につき責任を負う。

前項に規定する廃棄製品又は包装物について、生産者が販売者又はその他組織に委託して回収するか、もしくは廃物利用又は処理企業に委託して利用もしくは処理を行う場合には、受託側は関連法律、行政法規の規定及び契約の約定により、回収又は利用及び処理につき責任を負わなければならない。

強制回収リストに記載される製品及び包装物について、消費者は廃棄の製品又は包装物を生産者又はその委託回収する販売者もしくはその他組織に引き渡さなければならない。

強制回収の製品、包装物のリスト及び管理弁法については、国務院循環経済発展総合管理部門が規定する。

**第 16 条** 国は、鋼鉄、有色金属、石炭、電力、石油加工、化工、建材、建築、製紙及び捺染などの業界の、年間総合エネルギー消費量及び用水量が国の規

定する総量を超える重点企業に対し、エネルギー消費、水消耗にかかる重点監督管理制度を実施する。

エネルギー消費の重点事業者に対する省エネルギー監督管理については、『中華人民共和国エネルギー節約法』の規定により執行する。

水使用の重点事業者に対する監督管理弁法については、国務院循環経済発展総合管理部門が、国務院関連主管部門と共同し規定する。

**第 17 条** 国は、健全な循環経済統計制度を確立し、資源消費、総合利用及び廃物発生にかかわる統計管理を強化し、主な統計指標を定期的に社会に公布する。

国務院の標準化主管部門は、国務院の循環経済発展総合管理及び環境保護など関連主管部門と共同し、健全な循環経済標準システムを確立し、省エネルギー、節水、材料節約、廃物再利用及び資源化などの基準を制定し、完全化する。

国は、健全なエネルギー能率標識など製品資源消費標示制度を確立する。

### 第三章 減量化

**第 18 条** 国務院の循環経済発展総合管理部門は、国務院の環境保護など関連主管部門と共同し奨励、制限及び淘汰される技術、工芸、設備、材料及び製品リストを定期的に公布する。

淘汰リストに記載される設備、材料及び製品の生産、輸入及び販売を禁止し、淘汰リストに記載される技術、工芸、設備及び材料の使用を禁止する。

**第 19 条** 工芸、設備、製品及び包装物の設計に従事する場合には、資源の消

耗及び廃物の発生を減少させる要求に基づき、回収しやすく、分解しやすく、分子を分解しやすく、無毒無害又は毒性が低く害の低い材料及び設計案を優先的に選択・採用し、かつ関連する国の基準に基づく強制性要求に合致しなければならない。

分解及び処理の過程で環境汚染をもたらす恐れのある電器電子などの製品について、国が使用を禁止する有毒有害物質の使用を設計してはならない。電器電子などの製品に使用することを禁ずる有毒有害物質リストは、國務院の循環経済発展総合管理部門が、國務院の環境保護など関連主管部門と共同し制定する。

製品包装物の設計について、製品包装基準を執行し、過度の包装による資源の浪費及び環境汚染の発生を防止しなければならない。

**第 20 条** 工業企業は、先進的な又は適用する節水技術、工芸及び設備を採用し、節水計画を制定し実施し、節水管理を強化し、生産用水の全過程に対する規制を実施しなければならない。

工業企業は、用水の計量管理を強化し、合格基準に達する用水計量器具を配置及び使用し、水消耗量統計及び用水状況の分析制度を確立しなければならない。

新規建設、改造建築及び拡張建設の建設プロジェクトは、付随の節水施設を建設しなければならない。節水施設は、主体工事と同時設計、同時施工及び同時に生産開始・使用しなければならない。

国は、沿海地区における海水の淡水化及び海水の直接利用を奨励及び支持し、淡水資源を節約する。

**第 21 条** 国は、企業が高効率の石油節約製品を使用することを奨励及び支持



する。

電力、石油加工、化工、鋼鉄、有色金属及び建材などの企業は、国が規定する範囲及び期限において、クリーンコークス、石油コークス及び天然ガスなどクリーン・エネルギーを燃料油に代替し、国の規定に合致しない燃油発電ユニット及び燃油ボイラーの使用を停止しなければならない。

内燃機及び自動車製造企業は、国の規定する内燃機及び自動車の燃油経済性基準に基づき、石油節約技術を採用し、石油製品の消費量を減少しなければならない。

**第 22 条** 鉱物資源の採掘は、統一的に計画し、合理的な開発利用案を制定し、合理的な採掘順序、方法及び選鉱工芸を採用しなければならない。採掘許可証の発行機関は、申請者が提出する開発利用案における採掘可採率、採収貧化率、選鉱回収率、鉱山水循環利用率及び土地再開墾率などの指標について、法により審査する。審査に不合格の場合には、鉱物採掘許可証を発行しない。鉱物採掘許可証の発行機関は、法により鉱物資源の採掘に対する監督管理を強化しなければならない。

鉱山企業は、主要な鉱種を採掘すると同時に、工業価値を有する共生及び関連鉱物に対し総合的な採掘、合理的な利用を実行しなければならない。必ず同時に採掘するが、暫時利用できない鉱物及び有用な部分を含む尾鉱については、保護措置を採用し、資源の損失及び生態系の破壊を防止しなければならない。

**第 23 条** 建築設計、建設及び施工などの事業者は、国の関連規定及び基準に照らし、その設計、建設及び施工する建物及び構造物に対し、省エネルギー、節水、土地節約及び材料節約の技術工芸及び小型、軽量及び再生製品を採用しなければならない。条件のある地区は、十分に太陽熱エネルギー、地熱エネルギー及び風力エネルギーなどの再生可能資源を充分利用しなければならない。



ない。

国は、無毒無害の固体廃物の利用による建築材料の生産を奨励し、ばら積みセメントの使用を奨励し、レディーミクスト・コンクリート及びレディーミクスト・モルタルの使用を普及させる。

耕地を占用しレンガを焼くことを禁止する。国務院、省、自治区及び直轄市人民政府の規定する期限及び区域内において、粘土レンガを生産、販売及び使用することを禁止する。

**第 24 条** 県級以上の人民政府及びその農業など主管部門は、土地の集約利用を推進し、農業生産者が節水、肥料節約及び農薬節約の先進的な栽培、養殖及び灌漑技術を採用することを奨励及び支持し、農業機械の省エネルギーを推進し、生態農業を優先的に発展させなければならない。

水不足の地区は、栽培構造を調整し、節水型農業を優先的に発展させ、雨水の集中貯蔵利用を推進し、節水灌漑施設を建設及び管理保護し、用水効率を向上させ、水の蒸発及び流失を減少させなければならない。

**第 25 条** 国の機関及び財政性資金を使用するその他組織は、節約を励行し、浪費を杜絶し、率先して省エネルギー、節水、土地節約、材料節約及び環境保護に有利となる製品、設備及び施設を使用し、事務用品の節約使用をしなければならない。国務院及び県級以上の地方人民政府における機関事務管理機構は、本級人民政府の関連部門と共同し、本級国家機関など機構によるエネルギー使用、用水定額指標を制定し、財政部門は当該定額指標に基づき支出基準を制定する。

都市人民政府及び建物の所有者又は使用者は、措置を講じ、建物のメンテナンス管理を強化し、建物の使用寿命を延長させなければならない。都市計画及び工事建設の基準に合致し、合理的な使用寿命にある建物は、公共利益

上の必要性がある場合を除き、都市人民政府は、その取壊しを決定してはならない。

**第 26 条** 飲食、娯楽及びホテルなどサービス性企業は、省エネルギー、節水、材料節約及び環境保護に有利となる製品を採用し、資源浪費及び環境汚染の製品の使用を減少させるか、又は使用しないようにしなければならない。

本法施行後に新たに設立される飲食、娯楽及びホテルなどのサービス性企業は、省エネルギー、節水、材料節約及び環境保護に有利となる技術、設備及び施設を採用しなければならない。

**第 27 条** 国は、再生水の使用を奨励及び支持する。再生水使用の条件を有する地区において、水道水を都市道路の清掃、都市緑化及び景観用水に使用することを制限及び禁止する。

**第 28 条** 国は、製品の安全性及び衛生を保障することを前提に、使い捨て消費品の生産及び販売を制限する。具体的なリストは、国務院の循環経済発展総合管理部門が、国務院の財政及び環境保護など関連主管部門と共同し制定する。

前項に規定するリストに記載される使い捨て消費品の生産及び販売については、国務院の財政、税務及び対外貿易などの主管部門が制限性の税収及び輸出などの措置を制定する。

#### 第四章 再利用及び資源化

**第 29 条** 県級以上の人民政府は、区域経済配置を統一計画し、産業構造を合理的に調整し、企業が資源の総合利用などの分野において提携することを促進し、資源の効率利用及び循環使用を実現しなければならない。

各類型産業園区は、区内の企業を組織して資源の総合利用を実施し、循環経済の発展を促進しなければならない。

国は、各類型産業園区の企業による廃物交換利用、エネルギーの段階的利用、土地の集約利用、水の分類利用及び循環使用、インフラ及びその他関連施設の共同使用を奨励する。

各類型産業園区の新設及び改造は、法により環境アセスメントを実施し、生態保護及び汚染規制措置を講じ、本区域の環境品質が規定の基準に達することを確保しなければならない。

**第30条** 企業は、国の規定に基づき、生産過程において発生するフライアッシュ、石炭脈石、尾鉱、廃石、廃料及び廃気など工業廃物を総合利用しなければならない。

**第31条** 企業は、連結用水システムと循環用水システムを発展させ、水の重複利用率を向上させなければならない。

企業は、先進技術、工芸及び設備を採用し、生産過程において発生する廃水に対し再生利用を行わなければならない。

**第32条** 企業は、先進的な又は適用できる回収技術、工芸及び設備を採用し、生産過程において発生する余熱及び余圧などを総合利用しなければならない。

余熱、余圧、炭層ガス、石炭脈石、スライム及びゴミなど低熱量燃料の電力網接続発電プロジェクトは、法律及び国务院の規定により、行政許可を取得するか、もしくは届出のための報告・送付をしなければならない。電力網企業は、国の規定に基づき、資源総合利用の発電企業と電力網接続協議書を締結し、インターネットサービスを提供し、電力網接続発電プロジェクトに

かかる電力網連接電力量を全額買取らなければならない。

**第 33 条** 建設事業者は、工事施工において発生する建築廃物を総合利用しなければならない。総合利用の条件を有しない場合には、条件を有する生産経営者に総合利用又は無害化処理を委託しなければならない。

**第 34 条** 国は、農業生産者及び関連企業が先進的な又は適用技術を採用することを奨励及び支持し、農作物茎、家畜の排泄物、農産物加工業副産品及び廃棄農業用シートなどを総合利用し、メタンガスなどバイオエネルギーを開発利用する。

**第 35 条** 県級以上の人民政府及びその林業主管部門は、積極的に生態林業を進展させ、林業生産者及び関連企業が、木材の節約及び代用技術を採用し、林業廃棄物及び小さい不良薪材料、砂漠灌木など総合利用を展開し、木材の総合利用率を向上させる。

**第 36 条** 国は、生産経営者が産業廃物にかかわる交換情報システムを確立し、企業による産業廃物の情報交流を促進することを支持する。

企業は、生産の過程において発生する総合利用条件に合致しない廃物を、条件を有する生産経営者に提供し総合利用しなければならない。

**第 37 条** 国は、廃物回収システムの建設を奨励及び推進する。

地方人民政府は、都市農村計画に基づき、廃物回収拠点及び取引市場を合理的に配置し、廃物回収企業及びその他組織が廃物の収集、倉庫保管、搬送及び情報交換することを支持しなければならない。

廃物回収取引市場は、国の環境保護、安全及び消防などの規定に合致しなければならない。

**第 38 条** 廃棄電器電子製品、廃棄自動車・船舶、廃棄タイヤ、廃棄鉛酸バッテリーなど特定の製品に対し解体又は再利用を行う場合には、関連法律及び行政法規の規定に合致しなければならない。

**第 39 条** 回収する電器電子製品について、修復を経た後に販売する場合には、再利用製品基準に合致しなければならず、目立つ位置に再利用製品であることを標示しなければならない。

回収する電器電子製品について、解体及び再生利用が必要である場合には、条件を有する解体企業に売却引渡しをしなければならない。

**第 40 条** 国は、企業によるモーター・ビークル部品、工事機械及び旋盤などの製品の再生産及びタイヤ再生を支持する。

販売する再製製品及び再生製品の品質は、国の規定する基準に合致しなければならず、なおかつ目立つ位置に再製製品又は再生製品と標示しなければならない。

**第 41 条** 県級以上の人民政府は、都市農村の生活ゴミの分類収集及び資源化利用施設を統一して計画し、健全な分類収集及び資源化利用システムを確立し、生活ゴミの資源化率を向上させなければならない。

県級以上の人民政府は、企業による汚濁の資源化利用及び処理施設の建設を支持し、汚濁の総合利用レベルを向上させ、二次汚染を防止しなければならない。

## 第五章 奨励措置

**第 42 条** 国务院及び省、自治区、直轄市人民政府は、循環経済の発展にかか

る専門資金を設けて、循環経済の科学技術研究の開発、循環経済技術及び製品のモデル及び推進、重大な循環経済プロジェクトの実施、循環経済の発展にかかる情報サービスなどを支持する。具体的な弁法は、国務院の財政部門が国務院の循環経済発展総合管理など関連主管部門と共同し制定する。

**第 43 条** 国務院及び省、自治区、直轄市人民政府及びその関連部門は、循環経済の重大科学技術攻略プロジェクトの自主新規創造研究、応用モデル及び産業化発展を国又は省級科学技術発展計画及びハイレベル技術産業発展計画に組み入れ、財政性資金を手配して支持する。

財政性資金を利用して循環経済の重大技術及び装備を導入する場合には、消化、吸収及び新規創造案を制定し、関連する主管部門に報告して審査認可を受け、その監督下で実施する。関連する主管部門は、実際の必要に応じて協調メカニズムを確立し、重大技術及び装備の導入及び消化、吸収、新規創造について統一して協調し、資金援助を与える。

**第 44 条** 国は、循環経済発展を促進する産業活動に対し税制上の優遇措置を与え、税収などの措置を運用し先進的な省エネルギー、節水及び材料節約などの技術、設備及び製品の輸入を奨励し、生産過程におけるエネルギー消費が高く、汚染の大きい製品の輸出を制限する。具体的な方法は、国務院財政、税務主管部門が制定する。

企業は、国のクリーン生産及び資源の総合利用など奨励リストに記載される技術、工芸、設備又は製品を使用もしくは生産する場合には、国の関連規定により税収上の優遇措置を享受する。

**第 45 条** 県級以上の人民政府循環経済発展総合管理部門は、投資計画を制定及び実施する場合には、省エネルギー、節水、土地節約、材料節約及び資源総合利用などを重点投資分野に組み入れなければならない。

国の産業政策に合致する省エネルギー、節水、土地節約、材料節約及び資源総合利用などのプロジェクトについて、金融機関は、優先融資などの貸付支持を与え、かつ積極的に付随する金融サービスを提供しなければならない。

淘汰リストに記載される技術、工芸、設備及び材料又は製品を生産、輸入、販売又は使用する企業について、金融機関は、如何なる形式の与信も提供してはならない。

**第46条** 国は、資源節約及び合理的利用に有利となる価格政策を実行し、事業者及び個人が水、電気及び天然ガスなどの資源性製品を節約し、合理的に利用することを引導する。

国務院、省、自治区及び直轄市人民政府の価格主管部門は、国の産業政策に基づき、資源消耗の大きい業界における制限類プロジェクトに対し、制限性の価格政策を実行しなければならない。

余熱、余圧、炭層ガス、石炭脈石、スライム及びゴミなど低熱量燃料の電力網接続発電プロジェクトについて、価格主管部門は、資源総合利用に有利となる原則に基づき、その電力網接続電気料金を確定する。

省、自治区、直轄市の人民政府は、本行政区域経済社会の発展状況に応じ、ゴミ排出費用徴収制度を実行することができる。徴収費用は、ゴミ分類、収集、運輸、貯蔵、利用及び処理のために専門的に使用し、その他の用途に流用してはならない。

国は、中古品の新品交換、デポジットなどの方法による廃物回収を奨励する。

**第47条** 国は、循環経済発展に有利となる政府買付政策を実行する。財政性資金を使用し買付けをする場合には、優先的に省エネルギー、節水、材料節



約及び環境保護に有利となる製品及び再生製品を買付けなければならない。

**第 48 条** 県級以上の人民政府及びその関連部門は、循環経済管理、科学技術研究、製品の開発、モデル及び推進活動において特筆する成績を挙げる事業者及び個人に対し、表彰及び奨励を与えなければならない。

企業・事業団体は、循環経済の発展において突出した貢献のある団体及び個人に対し、表彰及び奨励を与えなければならない。

## 第六章 法律責任

**第 49 条** 県級以上の人民政府の循環経済発展総合管理部門又はその他関連主管部門が、本法に違反する行為を発見し、又は違法行為の通報を受けた後に調査処理しないか、又はその他法律に基づく監督管理の職責を履行しない行為を発見した場合には、本級人民政府又は上級の人民政府の関連主管部門が是正を命じ、直接責任を負う主管者及びその他直接責任者に対し、法により処分する。

**第 50 条** 淘汰リストに記載される製品及び設備を生産販売する場合には、『中華人民共和国品質法』の規定により処罰する。

淘汰リストに記載される技術、工芸、設備及び材料を使用する場合には、県級以上の地方人民政府の循環経済発展総合管理部門が使用停止を命じ、違法使用の設備及び材料を没収し、5 万元以上 20 万元以下の罰金を併科する。事案が重大である場合には、県級以上の人民政府の循環経済発展総合管理部門が意見を提出し、本級人民政府に報告し、国务院の規定する権限により営業停止又は閉鎖を命じる。

本法の規定に違反し、淘汰リストに記載される設備、材料又は製品を輸入する場合には、税関が返還・運送を命じ、10 万元以上 100 万元以下の罰金を

科することができる。輸入者が不明である場合には、運送人が返還・運送につき責任を負い、又は関連する処理費用を負担する。

**第 51 条** 本法の規定に違反し、分解又は処理の過程で環境汚染をもたらす可能性のある電器電子などの製品について、国の使用禁止リストに記載される有毒有害物質の使用を設計する場合には、県級以上の地方人民政府の製品品質監督部門が期限を限定し是正を命じる。期限を超え是正しない場合には、2 万元以上 20 万元以下の罰金を科する。事案が重大である場合には、県級以上の地方人民政府の製品品質監督部門が本級工商行政管理部門に関連状況を通報し、工商行政管理部門が法により営業許可証を取消す。

**第 52 条** 本法の規定に違反し、電力、石油加工、化工、鋼鉄、有色金属及び建材などの企業が、規定の範囲及び期限において、国の規定に合致しない燃油発電ユニット及び燃油ボイラーを使用する場合には、県級以上の地方人民政府の循環経済発展総合管理部門が期限を限定し是正を命じる。期限を超え是正しない場合には、当該燃油発電ユニット又は燃油ボイラーの撤去を命じ、5 万元以上 50 万元以下の罰金を科する。

**第 53 条** 本法の規定に違反し、鉱山企業が法により審査確定する採掘可採率、採収貧化率、選鉱回収率、鉱山水循環利用率及び土地再開墾率などの指標に到達しない場合には、県級以上の人民政府の地質鉱産主管部門が期限を限定し是正を命じ、5 万元以上 50 万元以下の罰金を科する。期限を超え是正しない場合には、採掘許可証発行機関が法により採掘許可証を取消す。

**第 54 条** 本規定に違反し、国务院又は省、自治区、直轄市人民政府の規定により粘土レンガの生産、販売及び使用が禁止されている期限において、又は区域内にて粘土レンガを生産、販売又は使用する場合には、県級以上の人民政府の指定する部門が期限を限定し是正を命じる。違法所得がある場合には、違法所得を没収する。期限を超え生産及び販売を継続する場合には、地方人民政府の工商行政管理部門が法により営業許可証を取消す。

**第 55 条** 本法の規定に違反し、電力網企業が、企業に余熱、余圧、炭層ガス、石炭脈石、スライム及びゴミなど低熱量燃料を利用し生産される電力の購入を拒否する場合には、国の電力監督管理機構が期限を限定し是正を命じる。企業に損失をもたらす場合には、法により賠償責任を負う。

**第 56 条** 本法の規定に違反し、次の各号に掲げる行為の一つがある場合には、地方人民政府工商行政管理部門が期限を限定し是正を命じ、5,000 元以上 5 万元以下の罰金を科すことができる。期限を超え是正しない場合には、法により営業許可証を取消す。損失をもたらす場合には、法により賠償責任を負う。

(一) 再利用製品標識のない電器電子製品を販売する場合。

(二) 再製造又は再生産製品標識のない再製造又は再生産製品を販売する場合。

**第 57 条** 本法の規定に違反し、犯罪を構成する場合には、法により刑事責任を追及する。

## 第七章 附則

**第 58 条** 本法は、2009 年 1 月 1 日より施行する。

